

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【公表番号】特表2012-512430(P2012-512430A)

【公表日】平成24年5月31日(2012.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2012-021

【出願番号】特願2011-541068(P2011-541068)

【国際特許分類】

G 0 3 F 7/20 (2006.01)

G 0 2 B 5/18 (2006.01)

【F I】

G 0 3 F 7/20 5 1 1

G 0 2 B 5/18

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年2月27日(2014.2.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

拡大印刷台と、上記拡大印刷台の上に位置する露光ヘッドとを備える、立体投影イメージングのために回折格子および感光性材料を取り付けるための装置であって、

上記拡大印刷台は、チャンバ構造をしており、該拡大印刷台の上面に設けられた複数の吸引孔と、該拡大印刷台の側面に設けられ、排気装置に接続された少なくとも1つの排気ポートとを有していると共に、

さらに、上記拡大印刷台の上記上面に接続された圧縮手段を備えていることを特徴とする、立体投影イメージングのために回折格子および感光性材料を取り付けるための装置。

【請求項2】

上記複数の吸引孔は、均一に設けられていることを特徴とする請求項1に記載の、立体投影イメージングのために回折格子および感光性材料を取り付けるための装置。

【請求項3】

上記圧縮手段は、上記上面の二辺に取り付けられ、少なくともスプリング装置を介して上記上面と接続している少なくとも2つの圧縮部材を有していることを特徴とする請求項1に記載の、立体投影イメージングのために回折格子および感光性材料を取り付けるための装置。

【請求項4】

上記スプリング装置は、電気制御スイッチあるいは空気制御スイッチであることを特徴とする請求項3に記載の、立体投影イメージングのために回折格子および感光性材料を取り付けるための装置。

【請求項5】

上記圧縮部材は、圧縮棒あるいは圧縮ブロックであることを特徴とする請求項3に記載の、立体投影イメージングのために回折格子および感光性材料を取り付けるための装置。

【請求項6】

上記露光ヘッドの下に位置し、上記回折格子および上記感光性材料を上から下へと圧縮する補助圧縮手段をさらに有していることを特徴とする請求項1に記載の、立体投影イメージングのために回折格子および感光性材料を取り付けるための装置。

【請求項 7】

上記補助圧縮手段は、フレームに直交して該フレームに取り付けられた空気ペンであることを特徴とする請求項 6 に記載の、立体投影イメージングのために回折格子および感光性材料を取り付けるための装置。

【請求項 8】

上記フレームは、求められる投影感光性領域のサイズに適合したサイズを有していることを特徴とする請求項 7 に記載の、立体投影イメージングのために回折格子および感光性材料を取り付けるための装置。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 6】

上記圧縮手段は、上記上面の二辺に取り付けられ、少なくともスプリング装置を介して上記上面と接続している少なくとも 2 つの圧縮部材を有していることが好ましい。